

所得税の確定申告

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

申告書の作成・提出方法

申告期間 **3月17日(日)まで**

作成方法 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー(下の二次元コード)から画面の案内に沿って入力すると、自動計算で申告書を作成できます。また、マイナポータルと連携すると、控除証明書等のデータを申告書に自動入力でき、自宅から申告できます



申告方法 ▶e-Taxを利用して送信 ▶税務署に郵便で提出
HP <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smsp/top#bsctrl>

その他

- 申告書の提出には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または提出が必要です
- 申告義務のない方が行う還付申告*は、5年間提出できます
*年末調整済の給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除により還付を受けられる方が該当
- 申告書の令和6年分特別税額控除(定額減税)欄を忘れずに記入してください
- 申告書は、提出用と控え用があります。今年から控え用の申告書には收受印の押印をしないため、書面で提出する際は、提出用のみを提出してください
- 現金で納付する場合、3月17日(日)が納付期限です。申告書提出後に税務署から納付のお知らせ等を送ることはありません
- キャッシュレス決済でも納付できます。詳細は、国税庁ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください
HP <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>



確定申告書作成会場のご案内

期間 **2月17日(日)～3月17日(日)** ※(出)・(日)・(祝)を除く

時間 午前9時15分～午後5時 ※受け付けは、午前8時30分～午後4時

会場 荒川税務署3階

持ち物 申告書作成に必要な書類(収入がわかるもの・各種控除の証明書等)、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書または署名用電子証明書のパスワードが必要。マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カード等の個人番号確認書類や運転免許証等の本人確認書類)

入場整理券の配付

入場には整理券が必要です。LINEによる事前発行で入手できます。また、当日、会場でも配付します(なくなりしだい終了)。

申込み 国税庁LINE公式アカウント(右の二次元コード)で



その他

- 申告書作成会場では、スマートフォンによる申告書の作成を推奨しています
- 還付申告をする方は、**上記期間前**でも相談できます

日曜日の申告書作成会場

期日 **3月2日(日)**

時間 午前9時15分～午後5時
※受け付けは、午前8時30分～午後4時

会場 王子税務署(北区王子3-22-15)
※荒川税務署は開庁していません

税目 所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税

内容 申告書の配布、申告相談、申告書の受け付け

問合せ 荒川税務署(個人課税部門) ☎(3893)0151

個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。なお、所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です。

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8111

税の無料相談会

問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎(3800)5577

期日 **2月20日(木)**

時間 ▶午前10時30分～午後0時30分
▶午後1時30分～3時30分

会場 南千住駅前ふれあい館 ※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金保険料

は所得控除の対象です

令和6年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象です。生計をともにする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます(特別徴収分を除く)。

確定申告や住民税の申告の際は、「社会保険料控除」欄に記入してください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法によって取り扱いが異なります。

▶**口座振替や納付書等で保険料を納めた場合**
納付した方(生計をともにする方)の社会保険料控除の対象となります

▶**公的年金等からの特別徴収で保険料を納めた場合**
年金受給者の社会保険料控除の対象となります。生計をともにする方であっても、本人以外が社会保険料控除とすることはできません

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

- ▶**納付書払いの方**
領収証書
 - ▶**口座振替払いの方**
口座振替済みのお知らせ(令和6年12月送付)
 - ▶**電子マネー決済の方**
利用した各アプリの履歴や利用明細
 - ▶**モバイルレジの方**
※国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のみ
 - モバイルバンキングで納付**
モバイルバンキングの取引明細書等
 - クレジットカードで納付**
クレジットカード会社が発行する利用明細書等
 - ▶**特別徴収の方**
日本年金機構が送付した源泉徴収票
- ※領収書等を紛失した方や証明が必要な方は、お問い合わせください

国民年金保険料の納付額の確認方法

日本年金機構が送付した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書で確認できます。

※申告時に**上記**証明書の添付が必要です

※e-Taxでの確定申告に利用できる控除証明書の電子データを、マイナポータルで受け取ることもできます

問合せ

- ▶国民健康保険料・後期高齢者医療保険料……国保年金課税係(区役所1階) ☎内線2386
- ▶介護保険料……介護保険課資格係(区役所2階) ☎内線2441
- ▶国民年金保険料……荒川年金事務所 ☎(3800)9151